

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年2月28日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族は、平成7年4月3日、B会社（以下「会社」という。）に雇用され、本社営業部、工場での生産・製造管理の業務を経て、平成25年1月1日からは、Cに所在するD工場において製造工として業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成29年7月13日、D工場のEにおいてガラスマットの製造作業中に体調不良を訴え、F医療機関に救急搬送され、「熱中症」と診断され入院した。被災者は、翌朝、脳塞栓所見が出現し、G医療機関へ搬送され、「大動脈解離、脳梗塞」と診断され、H医療機関に救急搬送され、「急性大動脈解離」と診断され入院したが、○年○月○日死亡した。死亡診断書には、「直接死因：脳梗塞」、「直接死因の原因：急性大動脈解離」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月21日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病について、I医師は、平成29年8月30日付け意見書に、「熱中症、脳塞栓症及び脱水症」と記載し、J医師は、同年10月4日監督署受付の意見書に、「大動脈解離及び脳梗塞」と記載し、K医師は、同年9月10日付け意見書に「急性大動脈解離」と記載し、各医師が診断した疾病名が異なっている。なお、発病した日については、各医師が、前記意見書に、平成29年7月13日と記載している。

これらの点について、L医師は、平成30年2月8日付け意見書において、「熱中症、脱水症及び脳塞栓症の可能性は極めて低く、妥当ではない。急性大動脈解離及び脳梗塞は画像的に確定された疾患名であり、極めて妥当である。」旨述べ、「急性大動脈解離及び脳梗塞の発症時期は、被災者の平成29年7月13日16時頃の急激な体調悪化時が急性大動脈解離の発症時期として矛盾はなく、その影響で脳梗塞が続発した。」旨述べている。

L医師の意見は、被災者の作業環境などを前提に、被災者が療養した医療機関の診療録、検査結果等を検討し、画像を読影した上で述べており、妥当なものであることから、被災者は平成29年7月13日16時頃、急性大動脈解離（以下「本件疾病」という。）を発症し、その影響で脳梗塞が続発し、○年○月○日死亡したものと判断する。

(2) ところで、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定している。

ところで、認定基準に掲げられている「解離性大動脈瘤」については、「大動脈解離」の病名が用いられることが増加しつつあるとされていることから、以下、認定基準に基づき判断する。

### (3) 異常な出来事について

認定基準は、「発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的および場所的に明確にし得る異常な出来事（以下「異常な出来事」という。）に遭遇したこと。」を認定要件として定め、具体的に異常な出来事とは、「①極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態、②緊急に強度の身体的な負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態、③急激で著しい作業環境の変化」とされている。

ア 被災者の発症直前から前日までの勤務状況を見ると、発症前日の業務中に雷により85分間停電し、2時間残業を行っていることが認められるが、Mは、「雷が鳴りだしたときに、事前に機械を止めてしまうときも、停電で止まってしまうこともあるが、年に数回あり、被災者のように長く勤務していれば、何度も経験している。」と述べていることから、突発的又は予測困難な異常な事態とはいえず、また、本件一件記録を精査しても、上記①及び②に該当する出来事は認められない。

イ 被災者は、発症日及び発症前日にD工場のEによるガラスマットの製造作業に従事したことが認められる（以下、被災者がガラスマットの製造作業に従事した場所を「E作業場」という。）。

E作業場における本件疾病発症から前日までの、作業環境について、決定書に説示するとおり、生産日報によれば、室温は28℃から34℃、湿度は50%から65%であり、室温は、Nの気温に応じ変化していると認められるところ、被災者の発症直前から前日までの勤務中におけるNの気温は、急激に上昇及び下降したとはいえず、急激で著しい変化は認められない。

請求人は、この点について、令和元年12月3日付け意見書において、要旨「エアコンの送風口の前の適温の環境下での作業と、エアコンの送風口の前を外れた高温多湿な環境での作業を頻繁に行っており、身体に過重な負担となっていた。」と主張する。

しかしながら、被災者のE作業場での作業工程は、「材料の投入、製品の巻取り、製品の計量及び梱包、ラベルの作成及び製品への貼付、パレット積

み」であるが、これら作業は、E作業場見取図（以下「見取図」という。）に添付された写真の状況から、各作業は、見取図の柵と表示された地点から北側で行われ、冷風吹き出し口と各作業を行う場所との間に、作業場の天井まで遮蔽する壁等は認められない。また、Oは被災当日の状況について、「空調も通常どおり動き、特別暑いということにはなかった。」旨述べていることから、被災者は、認定基準に定める著しい高温環境下での作業に従事したとは認められず、上記③の出来事にも当たらない。

ウ 請求人は、「被災者が、平成29年7月1日にE作業場に異動となり、暑熱環境に順応する期間がないまま、高温多湿の環境下で作業を行なったことは、作業環境の著しい変化があったというべきである。」と主張し、澤田晋一の論文（以下「澤田論文」という。）を提出する。

しかしながら、平成29年7月1日は異常な出来事の評価期間外であり、澤田論文は、暑さへの慣れと熱中症の発生に関するものであり、本件疾病発症の原因について述べたものとはいえない。また、L医師は、前記意見書において「高温環境は熱中症の原因にはなるものの、本件疾病の原因にはなりにくい。」と述べていることから、請求人の主張は採用できない。

エ 以上のとおり、被災者が、発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇したものとは認められない。

#### （4）短期間の過重業務について

認定基準は、「発症に近接した時期において、特に過重な業務（以下「短期間の過重業務」という。）に就労したこと」を認定要件として定め、発症に近接した時期とは、発症前おおむね1週間をいうとされ、業務の過重性について、検討すべき負荷要因として、①労働時間、②不規則な勤務、③拘束時間の長い勤務、④出張の多い業務、⑤交代制勤務・深夜勤務、⑥作業環境及び⑦精神的緊張を伴う業務を示している。

ア 上記①及び③について

認定基準において、労働時間の長さは、業務量の大きさを示す指標であり、過重性の評価の最も重要な要件であるとされているところ、被災者の本件疾病発症前6か月目までの時間外労働時間及び拘束時間は決定書に説示するのとおりであり、発症前おおむね1週間の時間外労働時間は、3時間30分であり、生産日報及びプレス生産日報を見ると、昼休みの休憩時間帯に応援があ

ったことがうかがわれ、作業者が休憩をするときには、連絡により監督者等が交代で作業をしていたことが推認される。また、各日の労働時間に所定の休憩時間を加えた時間を超える拘束が認められるのは発症日の3日前の○年○月○日の10分間に限られる。

したがって、本件疾病の発症に近接した時期において長時間労働及び拘束時間の長い勤務は認められない。

イ 上記⑥について

認定基準において、作業環境は、脳・心臓疾患の発症との関連性が必ずしも強くないとされていることから、過重性の評価に当たっては付加的に考慮することとされ、具体的には、温度環境、騒音及び時差が示されている。

本件一件記録を精査しても、被災者が、騒音環境下で作業した事実及び業務により時差を伴う移動をした事実はいずれも認められない。

請求人は、前記意見書において、温度環境について、暑熱な作業環境が本件疾病の発症に多大な影響を与えたであろうことは明らかであるとし、短期間の過重業務として「異常な出来事」と同様の主張をする。

しかしながら、温度環境については、前記(3)イ及び同ウに記載したほか、一件記録によっても、被災者が、著しい高温環境下で業務に就労している状況は認められない。

ウ 上記⑦について

認定基準は、精神的緊張を伴う業務について、認定基準に掲げられている具体的業務又は出来事に該当するものがある場合には、負荷の程度を評価する視点により検討し、評価することとしている。

請求人は、再審査請求書別紙及び平成30年10月31日付け意見書において、精神的緊張を伴う業務について、「E作業場に異動となり、慣れない作業を行ったこと。」を主張している。

この異動については、認定基準別紙が示す出来事の「異動（転勤、配置転換、出向等）があった」に該当し、負荷の程度を評価する視点により検討すると、決定書に説示するとおり、当該出来事は精神的緊張の程度が特に著しいものとは認められない。

エ 上記②、④及び⑤については、本件一件記録を精査しても、これらを示す事実は認められない。

オ 以上のとおり、被災者は、短期間の過重業務に就労したとは認められない。  
(5) 請求人の主張する「急激で著しい作業環境の変化」及び「短期間の過重業務」などの要因は、前記のとおり認めることはできず、本件一件記録を精査しても、被災者が「長期間の過重労働」に就労した事実も認めることはできない。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月24日